

第1 経営方針、事業計画の失敗等

1 取締役の責任の趣旨

取締役は、会社に対して善管注意義務（会社330、旧商254Ⅲ、民644）ならびに忠実義務（会社355、旧商254ノ3）を負うほか、会社に対して種々の義務を負っています。そして取締役がこれら各種の義務に違反した場合には、会社や会社と取り引きする第三者に対して損害賠償責任等の民事責任を負うほか、場合によっては刑事責任をも負うことになるなど取締役の責任は重大です。

このように取締役の責任が強化されているのは、会社の実質的な所有者である株主の利益を保護するねらいがあるのはもちろんですが、そればかりでなく会社が経済社会において重要な地位を占めており、しかも会社の活動は取締役の職務執行に依存しているため、取締役の責任を重くすることによって会社と取り引きする第三者を保護しようとのねらいに基づくものです。

本節では、まず会社の経営方針・事業計画自体が失敗した場合の取締役の第三者に対する損害賠償責任について、代表的な判例を素材にしながらいかなる場合に責任が問われることになるのかについて検討を加えています。

2 会社法429条（旧商法266条ノ3）の趣旨

取締役が故意または過失に基づいて第三者に損害を与えた場合には、取締役は第三者に対して不法行為に基づく損害賠償責任を負います（民709）。さらに取締役相互間に共謀が認められるような場合には共同不法行為（民719）に基づく損害

賠償責任を負います。

しかしこれらの責任が認められるためには、第三者の方で、取締役の第三者に対する加害行為についての故意・過失や取締役相互間の共謀関係を立証しなければなりません。ところが右の点の立証は必ずしも容易ではないので、不法行為責任だけでは第三者の保護として十分ではありません。そのため会社法（旧商法）は、取締役が会社に対する善管注意義務ないしは忠実義務に違反するについて悪意または重大な過失がある場合には、直接第三者に対して損害賠償責任を負うこととしています（会社429、旧商266ノ3）。

3 取締役の経営上の裁量権

取締役は、会社の利益を拡大するために株主から信任を受け会社経営を任された会社経営の専門家です。そして業種により程度の差はあるものの、会社経営には必然的に相当程度の不確定要素を含む判断が迫られ、相当程度の危険と冒険とを伴います。取締役の経営判断が事後的に見て不適切であったとみられる全ての場合について取締役に対する損害賠償責任が肯定されたのでは、取締役は経営の失敗ばかり気にするようになってしまい、経営者としての合理的な経営判断自体困難になりかねず、結果として会社の利益を拡大できなくなるおそれがあります。

したがって判例上も、取締役の行為がもっぱら会社の利益を図る目的でなされ、一般経済人の立場から見て明らかに不合理と認められずかつ欺罔行為等違法な手段を用いたものでない限り会社に対する任務懈怠には当たらないとして取締役の経営上の裁量権が尊重されています（東京地判昭53・3・2金融商事562・36および東京地判昭57・9・30判タ486・168）。このような取締役の経営上の裁量権を尊重する判断は、アメリカの判例法で採用されている経営判断の法則と同様の思考に基づいたものです。

4 経営上の裁量権と第三者に対する責任

アメリカの判例法で採用されている経営判断の法則は、取締役の会社に対する

責任を軽減しようとのねらいに基づくものです。また我が国においても第三者に対する責任が問題となっている場面では、取締役よりも第三者を保護する必要があるとして、会社に対する責任が問題となっている場合と同程度に広範に経営上の裁量権を認めることについて消極的な見解も有力です。

もっとも判例は、第三者に対する損害賠償責任が問題となっている事案についても取締役の経営上の裁量権を尊重し、取締役の実際にした判断が結果的に適切でなかったとしてもそれが事業の特質、判断時の状況等を考え合わせて、当初から会社に損害を生ずることが明白である場合またはそれと同視すべき重大な判断の誤りがある場合でなければ取締役としての任務を懈怠したことにはならないから会社法429条（旧商法266条ノ3）の責任は負わないとしています（東京地判昭55・9・30判時1005・161）。

（丸山恵一郎）

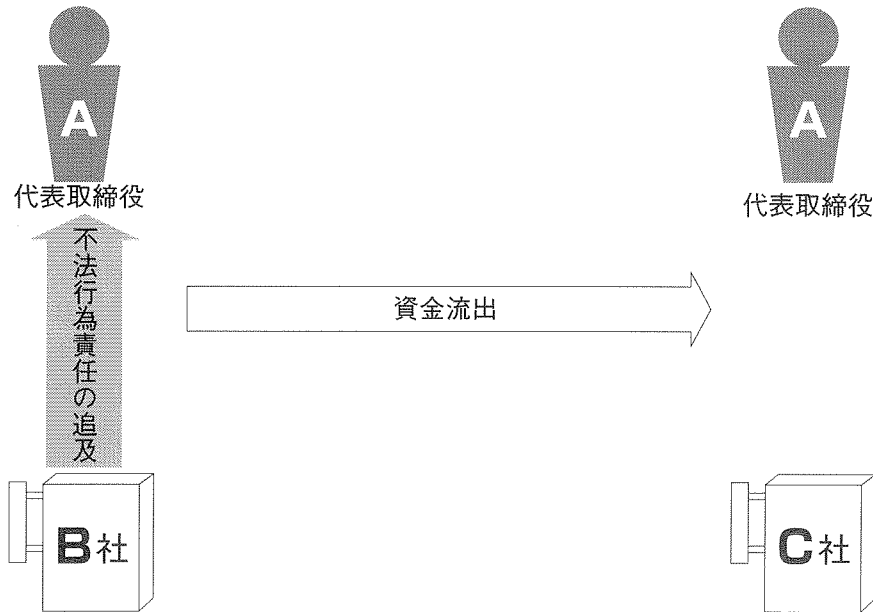
○自己の支配する関連会社との間で自己取引を行った元代表取締役の会社に対する責任（肯定）

キーワード 代表取締役、善管注意義務違反、不法行為責任、免責の抗弁

ポイント

ゴルフ場経営会社の代表取締役が、自己の支配する関連会社との間で会員募集委託契約およびプレー権凍結契約を締結し、その対価名目で、会社の資金を流出させた場合は、当該代表取締役は、その流出資金相当額につき、会社に対する不法行為責任を負う。

ケース



事例役員責任四

■ゴルフ場経営会社B社の代表取締役Aは、AやAの親族等が株式を所有し、Aが代表取締役を務めていたC社との間で、ゴルフ会員募集委託契約を締結した。

六八

- ゴルフ会員募集委託契約の内容は、C社に有利な内容で、C社からは正当なサービスの提供は行われず、募集業務上の実績もほとんどなかったが、会員募集委託手数料として、B社からC社に対して、巨額の資金が移転した。
- B社の代表取締役Aは、AやAの親族等が株式を所有し、Aが代表取締役を務めていたC社との間で、プレー権凍結契約を締結した。
- プレー権凍結の対価として、B社は、C社に対し、プレー権を凍結した会員権の預託金相当額が預託した。
- B社とC社との間のプレー権凍結契約においては、プレー権凍結預託金の返済に関する条件等が全く定められず、債権保全のための担保措置も全く講じられなかった。
- Aは、B社の代表取締役を解任された。
- B社は、C社に対して、募集委託手数料およびプレー権凍結預託金の返還を求めたが、C社はこれに応じなかった。

B社の主張

Aが代表取締役として行った会員募集委託契約および手数料名目での自己の支配会社への資金移動ならびにプレー権凍結契約およびプレー権凍結預託金名目での自己の支配会社への資金移動には経済合理性がなく、会社の利益を犠牲にして自己の支配する個人会社の利益を図ったものであって、経営上の裁量を明らかに逸脱し、取締役の忠実義務にも違反し、悪意に基づく不法行為である。

元代表取締役Aの主張

プレー権凍結契約は、当該プレー権の行使を凍結することにより、B社は新たにゴルフ場の預託会員の募集枠を確保できる利益が生じ、C社は凍結されたプレー権に対応して預託金会員が納める預託金と同額の損失を被ることになる。

B社とC社は、グループ企業として一体であり、グループ内で利益を分散することで節税が可能となり、グループ全体として、預託金返還のための財源が確保される。

これらの行為は経営判断の法則の裁量権の範囲内であって、事前ならびに事後に取締役会の承認も得ていた。

判 断

会員募集委託契約は、契約の内容自体において会社の利益を損なうものであるものであるばかりか、C社からは正当なサービスの提供は行われず募集業務上の実績もほとんどなかった。このような諸事情に照らせば会員募集委託契約は会社の資金を関係会社に流出させる名目に過ぎず、Aが募集委託手数料名目で行ったC社への支払は、自らが支配するC社の利益を図るために会社の損失において行ったものというべきで、取締役と会社との間の委任の趣旨を明らかに逸脱した忠実義務に違反する行為であり悪意の不法行為に該当する。

また、プレー権凍結契約についても、プレー権凍結預託金の返済に関する条件等が全く定められず、債権保全のための担保措置も全く講じられておらず、AがC社の支配権を完全に掌握しており、プレー権凍結契約当時には適正な会員数に到底満たない会員しか存在しなかったこと等の事情からしてプレー権凍結契約を締結すべき必要性は全くなかった。

したがってプレー権凍結預託金名目で行ったC社への支払は、自らが支配するC社の利益を図るために会社の損失において行ったものというべきで、取締役と会社との間の委任の趣旨を明らかに逸脱した忠実義務に違反する行為であり悪意の不法行為に該当する。

出典等
参 照

東京地判平14・9・26判時1806・147
商法266条1項5号、民法709条・724条、破産法366条ノ12第2号
〔平16法75改正前〕

事例役員責任五

コメント

本判決は、ゴルフ場経営会社の代表取締役が、自己の支配する関連会社との間で会員募集委託契約およびプレー権凍結契約を締結し、その対価名目で、会社の資金を流出させた場合に、その流出資金相当額につき、会社に対する不法行為責任が肯定された事案です。

本件は、会社の代表取締役が、取締役会の承認さえ得ずに、自己の支配する個人会社に会社の資金を流出させており、放漫経営の事案といえます。

Aは、本件継続中に破産手続において免責決定を受けておりますが、これらの行為は破産法366条ノ12第2号〔現行253条2号〕に規定する悪意の不法行為に該当するとの判断が示されました。

七〇

本判決は、消滅時効について、法人の代表者が法人のために不法行為を行った場合には、法人の利益を正当に保全する権限のある新代表者に交代する時まで時効期間は進行しないと判示し、消滅時効の起算点について、契約に基づき金員が支出された時点で現実の損害が発生し、損害賠償請求権が生ずるので、取締役の責任に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点は金員の支出時であると判断した点も注目されます。

なお、本件は、Aの行為が商法266条1項5号に該当するとした会社更生法72条1項に基づく損害賠償請求査定申立ての査定決定に対する意義の訴えについて、査定認可の判断をした事案としても注目されます。

参考判例

- 代表取締役が自己の実質経営する会社に会社所有の土地を安く賃貸した場合に商法266条ノ3の責任を肯定した事例
(福岡地判昭60・10・28判時1287・148)

(丸山恵一郎)

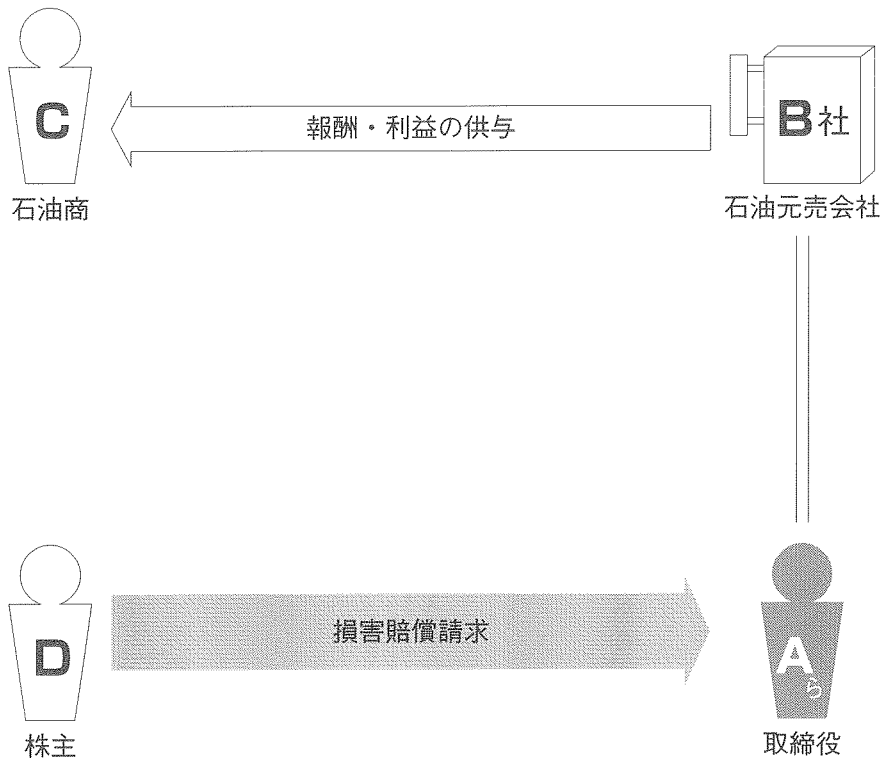
○巨額の資金提供に対する取締役の責任（肯定）

キーワード 取締役、善管注意義務違反、監視義務違反、株主代表訴訟

ポイント

一部の取締役について、石油商に対する報酬が平成6年5月に増額されたことを知った後についても、石油商に対する利益供与の実態把握の努力をしなかった結果、それ以後も取締役の承認していない利益供与を継続させることになったものであるから、これらの取締役は、善管注意義務違反の責任を負う。

ケース



事例役員責任四

■石油元売会社B社は、昭和62年12月頃から平成7年9月頃までの間に、個人の石油商Cに対し、その助言に基づきB社が大きな利益を上げたことに関する報酬として、

七六六

業転取引を利用した報酬支払およびサイト差取引を利用した金融の利益の供与がなされた。

■B社の株主Dは、上記利益供与が善管注意義務に違反すると主張して、B社の取締役A₁ないしA₅ら47名に対し、次のような請求をし、第1審では、すべて棄却された。

- ①業転取引を利用し価格の上乗せをしたことによる損害44億8,000万円
- ②サイト差取引に関連して生じた損害17億9,986万円
- ③Cへ提供した資金が必要経費として認められずに追徴課税されたことによる損害27億5,971万円

■Dは、第1審判決を不服として、A₁ないしA₅の5名についてのみ、控訴した。

株主Dの主張 (控訴人・原告)

- ①B社のCに対する資金提供は、通産省のガソリン生産量の規制枠(PQ枠)に違反するという違法目的が存在した。
- ②B社のCに対する資金提供について、税務当局から必要経費としての算入を否認され、追徴課税を課せられた。これにより、B社に所得隠しの税務申告の違法性が認定されたものである。
- ③A₁ないしA₅には、上記①および②について、善管注意義務違反の責任を負う。

取締役A₁らの主張 (被控訴人・被告)

- ①B社のCに対する資金提供は、B社の利益を図ったものであり、経営判断として合理的であるから、A₁らは善管注意義務違反の責任を負わない。
- ②課税処分に基づいて税金を支払ったことにより、B社に損害は生じていないので、A₁らは善管注意義務違反の責任を負わない。

判 断

Cに対して月額2,000万円合計5億円の報酬を支払った点およびこの5億円を支払った後も月額2,000万円の範囲で報酬の支払を継続した点について、A₁らの行為に善管注意義務違反はない。

また、A₁らは、平成6年5月に、Cに対する報酬が月額2,000万円を超え、月額平均1億円に増額されたことを知ったが、それ以前に報酬の増額に気付かなかった点および、サイト差取引による利益供与に気付かなかった点については、善管注意義務違反はない。

しかし、平成6年5月に上記報酬増額の事実を知った後については、A₂およびA₄について、Cに対するこれまでの利益供与の実態把握の努力をしなかった結果、サイト差取引を利用した金融利益の供与に気付かず、平成6年6月以降もサイト差取引による利益供与を継続させたことについて、善管注意義務違反が認められる。

よって、A₂およびA₄は、平成6年6月以降もサイト差取引を継続したことによってB社に生じた損害1億8,000万円を賠償する責任を負う。

出典等	東京高判平14・4・25判時1791・148
参照	商法266条1項

コメント

本判決では、行政指導があくまでも相手方の協力によってのみ実現されるものであるとして、行政指導に違反する行為が直ちに取締役の善管注意義務に違反するものではないと判断しました。

また、第三者に対する報酬の支払についてどの範囲のものであれば経営判断の範囲内と言えるかについては、取締役の経営判断には広範な裁量が認められ、その裁量の範囲は、当該会社の状況、これを取り巻く社会・経済情勢や、当該会社の事業内容などによって判断されると判示しています。具体的には、月額2,000万円の支払ははまだ経営判断の範囲内としました。

さらに、本件で取締役が、Cに対する利益供与を担当していた社内の人に対する監視義務違反の責任をいかなる場合に負担するかについても判示しました。この点、原審とは判断が異なり、平成6年5月に、社内の人が取締役に無断で報酬を増額したことを知ったことは、社内の人に対し、綿密な管理監督をしなければならないことを疑わせる事情と認めて、取締役A₂およびA₄に、その後の監視義務違反の責任を問うています。この点、取締役は、会社の決定事項が用人に遵守されていることを一応信頼することが許されているといえますが、一

度、これを疑わせるような事情が存在した場合には、綿密な管理監督が義務付けられることを胆に命ずべきでしょう。

なお、税務申告についての取締役の経営判断については、税務当局と申告者との間で判断を異にする場合があることが必ずしも少なくないことからして、追徴課税がされたということから直ちに取締役の善管注意義務違反があったということとはできないとされました。

参考判例

- 株主代表訴訟において取締役の善管注意義務違反の主張が認められなかった事例（本件の第1審）

（東京地判平13・7・26判時1778・138）

（八木清文）